

平成20年第2回定例会提出

ツシマヤマネコ寄付条例

日程第27、発議第3号

○議長（波田 政和君） 日程第27、発議第3号、ツシマヤマネコ寄付条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） ただいま議題になりました発議第3号、ツシマヤマネコ寄付条例の制定について、その提案理由の御説明をさせていただきます。

対馬と言えばヤマネコ、ヤマネコと言えば対馬でございます。まさにこれは一体のものであります。昨年は厳原町の内山地区で生存が確認をされ、今や対馬全島の問題であります。また、ことしの2月には対馬空港の愛称名がツシマヤマネコ空港に決定をしております。

対馬は自然と歴史の島であります。動植物等は大陸と分離され、島独自の進化をもたらしました。特にツシマヤマネコはその代表的な動物であります。1935年、国の天然記念物に指定された希少動物でもあります。今まさにその生態そのものが危惧されています。対馬だけに生存するツシマヤマネコの保護は国際的な取り組みとも言えます。動植物等の共存・共生のために、多様な人々の参加を求め、寄附金による基金を設立し、国際的な保護を図るためにこの条例を制定するものであります。

では、その内容を説明させていただきます。

発議第3号、対馬市議会議員波田政和様、提出者、対馬市議会議員小宮教義、賛成者、対馬市議会議員小宮政利、同、上野洋次郎。

ツシマヤマネコ寄付条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

以下、その目的と内容について御説明を申し上げます。

ツシマヤマネコ寄付条例（案）。

第1条、目的、この条例は、寄附金を社会的資本の投資として受け入れると同時に、寄附を通して寄附者の意向を直接的に反映した策の転換を図るとともに、ツシマヤマネコの保護及び対馬の自然環境を保全することを目的とする。

第2条、事業の区分、前条の規定する寄附者の社会的投資を具体的にするための事業は次のとおりとする。第1号ツシマヤマネコの保護及び自然環境の保全に関する事業、第2号、動植物の調査・研究に関する事業、第3号、対馬市内の自然環境保護団体の活動推進に関する事業、第4号対馬の自然を普及啓発する事業、第5号、その他目的達成のために市長が必要と認める事業。

第3条、基金の設置、前条の事業に充てるため、寄附者から授受した寄附金を正当に

管理運営するためにツシマヤマネコ基金を設立する。

第4条、寄附金の指定等、寄附者は、第2条各号に指定する事業のうちから、寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定するものとする。第2項、この条例に基づいて、授受した寄附金のうち、前項に規定する事業の指定がない寄附金については、市長が当該事業の指定を行うものとする。

第5条、基金への積み立て、基金として積み立てる額は、前条の規定により、寄附された寄附金の額とする。

第6条、基金の管理、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実なる有利な方法により保管しなければならない。

第7条、基金の収益処理、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第8条、基金の処分、基金はその設置目的達成のために第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができる。

第9条、基金の繰りかえ運用等、市長は、財源上必要あると認めるときには、確実な繰り越しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、または予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

第10条、運用条項の公表、市長はこの基金の運用状況を毎年度公表しなければならない。

第11条、処分の公表、市長は、第8条に規定する基金の処分を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

第12条、委任、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上が条例案の説明であります。

何とぞ御審議御決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上。